

平成 27 年 7 月 29 日

遠野市長 本 田 敏 秋 様

第二次遠野市進化まちづくり検証委員会
委員長 山 田 晴 義

「地域コミュニティのあり方」に係る最終提言について

本委員会では、今後進むであろう少子高齢化、人口減少等の地域実態に即したコミュニティへの転換を図るため、平成 25 年 5 月 30 日の設置以降、これまでに計 7 回の委員会を開催し、地域コミュニティの現状などを分析し、検証と議論を重ねて参りました。

これまでの検証で、遠野市では早い時期から地域コミュニティの重要性を感じ、地域の特色を生かしたまちづくりを進めてきましたが、一方では行政が主導してきた面が大きく、長年の地域づくりの仕組みが硬直化していると考えられます。

さらに、地域の人口減少やニーズの多様化により、地域づくりの担い手不足による住民負担が増しているなど、地域づくりの新たなシステムの構築が必要と感じました。

この度、遠野市における今後の地域コミュニティのあり方について、別紙のとおりまとめましたので、これにより最終提言とさせていただきます。

なお、参考資料として、平成 26 年 8 月 5 日に報告しました『『地域コミュニティのあり方』に係る中間総括について』を添付いたします。

【最終提言】

1 地域住民が主体となるコミュニティの実現

(1) 新たな協働システムの構築

地域の運営課題解決にあたっては、地域運営・自治の原則に基づき、地域住民・住民組織と行政がそれぞれの役割を果たすとともに、個別には解決が難しい課題については、多様な主体が協働でこれに取り組む必要がある。今回の検証で、地域づくり活動においては、行政の関与によるところが多く、そのことに地域住民も依存してきたという現状が浮かび上がった。このことは、これまでの地域づくり活動が効率的に行われてきた反面、地域の課題に対応する柔軟性を欠き、このままでは地域の継承や持続可能性が阻害されることが危惧される。

地域の特性を生かし、かつ持続可能な地域コミュニティの実現を図るためには、その地域の課題について住民同士が自ら話し合い、解決策を考え、実践に移すといった一連のプロセスの共有が第一であることを住民と行政が互いに理解し、そのプロセスの構築につながるきっかけとなる意見交換の場や勉強会などの機会の設定を行政が担うなど、新たな協働システムが必要である。

(2) 地域づくり計画の策定と事業実施の体制づくり

平成 27 年時点で遠野市内に 120 ある自治会は、上記の過程を通して、地域にどのような課題があり、どう解決していくかを示した地域づくり計画(以下、「自治会計画」という。)を策定して、主体的な地域づくり活動を進める必要がある。

さらに、地区単位で必要な取り組みについては、地域づくり連絡協議会(以下、「地連協」という。)が自治会計画を取りまとめた地区の地域づくり計画(以下、「地区まちづくり計画」という。)を策定し、事業実施に必要な知識や技術をもった人材の発掘や育成を図るとともに、情報収集や財源確保などの支援に

努めるべきである。そのためには、自治会長や若い世代が中心となったまちづくりグループ、可能であればNPOや地元企業などの参画により、現状の地連協の役割と体制を根本的に見直す必要がある。場合によっては「地連協」という名称の変更、あるいは地連協に代わる新たな地域づくり団体の結成など、各地区の実情にあわせた事業実施体制を新たにスタートさせるべきである。

この新たな体制への転換については、自治会同様、地域の特性を生かしたコミュニティの実現に向け、地区単位の課題解決を最優先とすることを、住民と行政は念頭に入れながら、その体制づくりを早急にすすめられたい。

また、必要によっては、地区を越えた広域的な事業を行うなど、形態や手法にとらわれない柔軟な活動も展開されるような環境を整えることが有効であると考えられる。

(3) 地域づくりの担い手の養成

地域課題は地域住民の手で解決を図ることが基本であり、また地域づくり活動における人材は重要な要素の一つである。自治会計画、あるいは地区まちづくり計画の策定に係る話し合いに、男女双方の数多くの地域住民の参画を促し、その活動の必要性や目的の共通認識を図ることにより、地域の担い手が生まれてくると考えられる。

一方、行政は、その必要に応じ、NPOや民間団体などを活用した研修や活動の実践機会を設けるなどの支援を講じるべきである。

また、郷土芸能や伝統行事の継承などのためには、市内外から人材を募り、育成を図ることも考えられる。

2 人口減少を見据えた地域コミュニティの維持

(1) 安心して安全に暮らせる地域づくりの推進

地域コミュニティは、地域住民の安全と、安心な暮らしを保つ役割も担ってきた。今後の少子高齢化・人口減少が進むことによる共助機能の低下を補完するため、地区センターを拠点として保健師や民生委員、社会福祉協議会、消防団などが、地域で見守りが必要な住民に関する情報を日頃から共有する仕組みを構築し、地域福祉の向上、あるいは防災活動の充実を図ることが求められる。

(2) 自治会と行政区の関係の整理

住民組織である自治会と、行政が昭和 31 年以降に住民との効率的な連絡のために設定した 90 の行政区の役割が混在し、役員の兼務などによる住民の負担が増していることが見受けられる。

行政は、自治会と行政区の関係を整理しながら、今後の自治会との連絡調整のあり方や依頼業務の見直し、あるいは地域住民が役員を担う団体の再編を図るなど、住民の負担軽減と、住民が地域づくりに専念できる効率的な環境の整備を図るべきである。

(3) 行政区の再編

行政区については、適正かつ効率的な規模、あるいは地域事情などを勘案し、統合するなどの再編が必要である。但し、長年の枠組みを変えることになるので、地域住民の合意形成を図ることは必要不可欠である。

なお、行政区は、その機能を自治会活動の中に位置づけることにより、将来的には行政区を廃止し、自治会と行政との連絡体制の構築といった新たな仕組みに改める方向で進めるべきである。

3 地域コミュニティを支える行政の役割の見直し

(1) 地区センターの役割と体制の見直し

地区センターは、旧1町10カ村における住民自治の支援拠点として位置づけ、自治会計画、あるいは地区まちづくり計画策定の支援、計画に基づいた地域づくり活動に係る支援策の検討を図るなど、地域運営・自治の原則に基づいた役割に改めるべきである。さらに、上記2(1)の地域福祉の向上・防災機能等の充実といった、地域住民が安全に、安心して生活できる環境づくりに軸足を移していくべきである。

このような地区センター機能の見直しを図るためには、必要に応じ、現行の職員体制を改めるとともに、地域の自立や活性化のために平成23年8月より配置している遠野市地域活動専門員の長期的な任用、市外の人材の活用、あるいは地元在住の市職員のサポート体制の構築や地域活動専門員の幅広い活動などといった新たな仕組みも考えられる。

(2) 市民センターの位置づけ

市民センターは、地域自治の推進・地域コミュニティ活性化の推進と支援の中核拠点であるべきである。これを行政の最前線で受け止めるセンターとしての役割を担い、「地域づくり行政」に軸足を置いた組織体制への移行などが考えられる。その際、「地域づくり行政」の担い手として、(一財)遠野市教育文化振興財団等が担うことも検討されたい。

そして、各地区まちづくり計画に基づく事業実施に必要な情報の提供、NPOや市民活動組織などと連携したマンパワーの確保、一括交付金などといった効率的かつ効果的な財政支援など、各地区の地域づくりに対応した多様な支援策を講じていくべきである。

また、各地区まちづくり計画は、地域の特性や資源を生かし、市民が主体性を持ち、自分たちのまちをより良くしようと行動するといった遠野市のまちづ

くりの基本理念である「遠野スタイル」を担っていくものとして、それらの実践のための住民参画の啓発を図っていくことも必要である。

4 まとめ

この最終提言は、すべてを速やかに、かつ全市一斉に実行せよというものではない。住民と行政がよく話し合い、考え合いながら、実現に向けたプロセスを作り上げることが必要である。

本委員会では、7回の会議のほかに事例発表会や現地視察会を行ったが、地域づくり活動の先頭に立つ自治会長や地連協役員との意見交換などを通じて、これまでの取組みの中でも光るものが数多くあったと見受けられた。

しかし、すべてに当てはまるわけではないが、これまでの地域づくり活動が行政主導によって推進されてきたことは否めない。この現状から脱却し、自治会、あるいは地連協などが自らの地域を考え、話し合い、活動していくことが、真の地域づくりであり、地域コミュニティーのあるべき姿であるといえる。

遠野市は約40年前に、全国に先駆けて「カントリーパーク構想」に基づき、特色ある地域づくりなどを一体的に取り組んできた実績があることから、今回の提言を踏まえ、「遠野スタイル」による地域づくりの新たなステージの実現に向け、住民と行政が力を合わせ、その仕組みづくりに取り組まれない。

むすびに、この最終提言により、少子高齢化、人口減少等の地域実態に即したまちづくり手法の転換が図られるとともに、「永遠の日本のふるさと遠野」の実現の一助となれば幸いである。